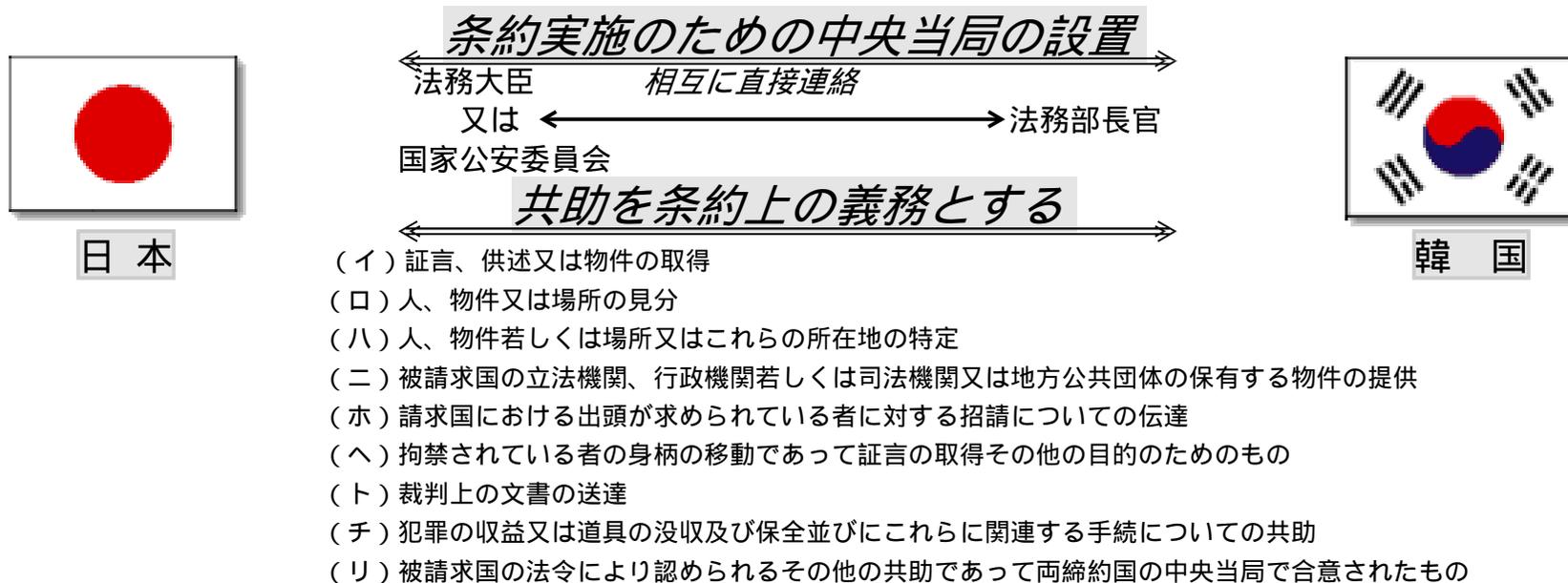


# 日・韓刑事共助条約

近年の国際犯罪の増加に伴い、捜査、訴追その他の刑事手続に関する国際的な協力（刑事共助）の必要性が高まっている。

日韓間では、日米間に次いで捜査共助の実績が多い（過去5年間の双方向の要請件数は、日米間で52件、日韓間で33件）。平成16年5月、韓国から我が国に対し日韓間での刑事共助条約の締結交渉の開始の申入れがあり、累次交渉を重ね、平成17年8月実質的な合意に達した。平成18年1月20日、東京で署名を行った。我が国にとっては、日米刑事共助条約（平成15年8月署名。米側の議会手続完了次第発効予定。）に続き二本目の刑事共助に関する二国間条約の締結となる。

韓国は、これまで米国を含め13か国との間で刑事共助条約を締結している（その他に署名を終了している国が5か国）。



日韓双方がより充実した内容の刑事共助を実施し、また、その確実性を高める。  
中央当局間の直接の連絡により、日韓間の刑事共助を効率化・迅速化する。